

## 青森県障害福祉サービス等情報公表制度に係る調査実施要綱

### 1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第3項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第33条の18第3項に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定地域相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定入所支援事業者（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う調査に関して、必要な事項を定める。

### 2 調査の目的

調査は、利用者保護等の観点から、指定障害福祉サービス事業者等から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行う。

### 3 調査の実施方法

#### (1) 実施体制

調査は、原則として複数の職員で実施するとともに、効率的かつ効果的な調査の実施に努めるものとする。

#### (2) 実施時期

指定障害福祉サービス事業者等から県に報告された内容について虚偽が疑われる場合、公表内容について利用者から苦情等があった場合など、公表を行うために県が必要と認める場合に実施する。

#### (3) 実施通知

調査の実施に当たっては、調査実施の理由、日時及び場所、その他必要な事項を調査対象となる指定障害福祉サービス事業者等に対し、通知するものとする。

ただし、指定障害福祉サービス等に係る実地指導又は監査と合わせて実施する場合は、この限りでない。

#### (4) 方法

調査は、原則として指定障害福祉サービス事業者等を訪問し、当該調査に関して当該事業者等を代表する者との面接調査及び当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等の方法によって行うものとする。ただし、訪問調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

#### (5) 調査の終了

調査の終了時においては、調査の結果について、事実誤認が無いこと及び調査結果がそのまま公表となることについて、指定障害福祉サービス事業者等の同意を得るものとする。

## 4 行政上の措置

### (1) 命令

指定障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定による報告をしないとき、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は「3 調査の実施方法」に定める調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

### (2) 市町村長への通知

指定計画相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）に対して、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項又は児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定による処分をしたときは、その旨をその指定をした市町村長に通知するものとする。

### (3) 指定の取消し等

指定障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項又は児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定による命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者等の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定の取消し等」という。）することができる。

なお、指定特定相談支援事業者が、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 4 項又は児童福祉法第 33 条の 18 第 4 項の規定による命令に従わない場合において、当該指定特定相談支援事業者の指定の取消し等が適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知するものとする。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 30 年 10 月 11 日から施行する。